



2026年2月27日

各位

上場会社名	任天堂株式会社
代表者	代表取締役社長 古川 俊太郎 (コード番号: 7974 東証プライム市場)
問合せ先責任者	総務本部長 山岸 健太郎 (TEL: 075 - 662 - 9600)

自己株式取得及び自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ (会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得 及び会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、2026年2月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策及び株主還元の一環として、また、本日「株式の売出しに関するお知らせ」にて公表した当社普通株式の売出しに伴う当社株式需給への影響を緩和する観点から、自己株式の取得を行うものであります。

2. 自己株式の取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 14,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合1.20%)
- (3) 株式の取得価額の総額 1,000億円(上限)
- (4) 取得期間 2026年3月3日(火)から2026年3月4日(水)まで
- (5) 取得の方法 株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け
- (6) その他自己株式の取得に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
(注1)市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性がある。
(注2)当社がToSTNeT-3による自己株式の取得を決定した場合には、事前に公表した上で実施する。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、自己株式取得及び自己株式消却に係る事項の決定に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(注3)本日公表の「株式の売出しに関するお知らせ」に記載の引受人の買取引受による売出しの売出人である野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱UFJ銀行口)、株式会社京都銀行、株式会社ディー・エヌ・エー及び株式会社りそな銀行は、当社が上記自己株式の取得を決定した場合、それぞれこれに応じて、その保有する当社普通株式の一部につき上記自己株式の取得に応募する意向を示している。

3. 自己株式の消却に係る事項の内容

- (1)消却する株式の種類 当社普通株式
- (2)消却する株式の総数 上記2.により取得した自己株式の全株式数
- (3)消却予定日 2026年3月31日(火)
- (4)その他自己株式の消却に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。

(ご参考)2026年1月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く。)	1,164,258,914 株
自己株式数	134,431,086 株

以上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、自己株式取得及び自己株式消却に係る事項の決定に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。